

平成 19 年 10 月 25 日

北アルプス広域連合 連合長
牛越 徹 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳

建設計画の即時中止を

－質問と提言－

私ども住民が、本年 2 月 23 日の「信濃毎日」の記事によって、ごみ問題の急展開を知ってからすでに 8 ヶ月、私どもが連協を立ち上げてから半年以上たっています。しかしながら、ごみ問題の現状は解決からは程遠く、混沌としてその行方はまことに不透明です。

このままでは大北地域（とりわけ、心ならずもごみ問題の主役にさせられた白馬村）の政治的空白は、地域の将来に深刻な打撃を与えることになるでしょう。政治的空白を一刻も早く解消しなければならないのは当然です。

そのためには妥協が必要ですが、無原則の妥協は本質的な解決にはなりません。私どもは本質的な解決のための第 1 歩は、建設計画策定の当事者である連合が私どもの質問に真正面から答えることだと考えます。

そこで下記の（A）では、ごみ問題のなにが問題かを明らかにするために、これまで連合に問い続けてきた問題点を 6 点にまとめてあります。（B）では、問題解決のための提言を記します。（A）（B）それぞれに真正面から回答いただきたくお願いいたします。なお、（A）で取り上げる論点は、私どもが用意した「建設計画の正当性を問う（第 1 部）（第 2 部）」と重複します。その詳細については、ホームページで示してありますのでその部分を参照してください。

記

（A）質問

（1）広域化は白馬化：

今や大町市と小谷村の住民にとってごみ問題は他人事です。実際ごみ問題が 3

市村の共通の関心事となったことがありません。小谷村の某議員は、6月議会的一般質問で、「小谷村にとってみますと、飯森地区は最も適した場所の1つであると私は考えております。ぜひこの候補地で建設を積極的に進めていただきたい」と発言しています（平成19年6月定例会 小谷村 議会 会議録）。この地域工ゴ丸出しの発言には暗澹たる思いに駆られます。

つまり、連合が謳う「広域化」の実態は、「白馬化」なのです。このような状況は、この建設計画の進め方が、当初から間違っていたことを示しています。このような展開になんの問題もないと考えるのなら、その理由をお聞かせください。「建設計画の正当性を問う（第1部）」1～2ページ参照。（以下、「建設計画の正当性を問う（第1部）」は、第1部と記す。「建設計画の正当性を問う（第2部）」は、第2部と記す。「広域連合の用地選定過程を検証する」は、「検証文」と記す。）

（2）住民の自己決定権を奪う情報の非開示：

これこそが本件の最大の問題です。その社会的意味については「検証文」（11～12ページ）に詳述してあります。そこで質問です。連合は、私どもが民主主義の根幹を揺るがすものとする住民の自己決定権の剥奪を、「未成熟な結論を開示すれば混乱が起きる」とする理由で、正当化できると考えているのですか。

私どもは、少々の混乱が起こっても知る権利を守ることのほうがはるかに大切だと考えています。住民の知る権利を政策の障害として排除するのは民主政治の基本的ルールを恐ろしく逸脱しています。その行き着くところは独裁的政治です。

客観性の乏しい「混乱が起きる」とする予測を基に、基本的人権の一つである「住民の知る権利」を剥奪するのは、権力者の犯罪だと考えます。連合は、「混乱が起きる」を客観的に証明できるものとして住民に納得させる責任がありません。それができなければ、計画の進め方に問題があるのですから勇気をもって本計画を一時棚上げにすべきです。どのようにお考えですか。

（3）進めかたの密室性：

2月15日問題や10月20日問題は、密室政治の典型的事例で、公共性に依拠する民主政治に逆行しています。太田村長は、「（2月15日問題について）それがこのやり方で、それゆえに混乱が起こらなかった」とする趣旨の発言をしていますが、この地域の内向き思考を地で行く発言です。私どもは、今回の選定過程には「表」と「裏」の二重の基準があったと考えています。前者は、

協議会、検討委員会そして用地選定委員会です。後者は「打ち合わせ会議」です。公式の会議の内容さえ知らされていなかったのに、その上非公式の会議まで存在し、そこで重要な決定がなされたとは、密室政治もきわまったというべきでしょう。これに対して、連合はどのように説明されますか。この問題については、第2部で詳述しています。

(4) 公文書の偽造ないしは捏造：

用地選定委員会の議事録と復命書の不整合（とりわけ第1回の議事録と復命書のあいだの不整合）は、担当者の単なる誤記では済まされず、議事録の作成者か復命書の作成者のどちらかが公文書を偽造したと考えられます。10月20日問題の資料とともに刑事告発の対象です。その資料は、会議の進行書の一つで他の進行書は破棄して不存在だとされています。こうした公文書の破棄は、告発の対象です。

議事録と復命書の間の不整合については、白馬村の復命書の作成者から、議事録が正しいとする口頭での回答がありました。しかし、「議事録が正しい」とするのにはあまりにも整合性がありません。また、それに対してどのように責任を取るのかの発言もありません。こうした偽造問題を連合はどのようにお考えですか。担当者の単なるミスで済ませるつもりですか。これはトップの責任だと思いますがどうでしょうか。検証文3～5ページ参照。

(5) 運営規定のない協議会：

平成11年に第1回の会議を開いた協議会（大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会）には、選定委員会の運営規程に相当するものはありません。それに対する連合の説明は、設置要綱に（運営規程で扱うべき項目が）すべて盛り込まれているので問題はないというものです。

しかし、設置要綱は、会の性格を定義するもので運営規程を兼ねるものではありません。現に情報公開については何の規定もありません。その点については広域連合の情報公開条例を適用するのだとしていますが、そのこと自体が設置要綱に書かれていません。これをどのように説明されますか。

しかも、設置要綱の第5条には、協議会は、次の事項について検討するとして6項目の検討事項が記されています。つまり協議会は検討委員会であって作業部会ではないのです。その検討委員会が11ヶ所の候補地を選定したのです。作業部会と規定されていない検討委員会が選定作業までしたのですから、選定された11ヶ所も正当性がないこととなります。これをどのように説明されま

すか。要綱は検証文の末尾に載せてあります。

(6) 一貫性のない説明：

代表的な事例を一つ上げます。活断層について、当初の「何メートル離せば安全という基準はない」から、「50メートル以上離せば安全」に変わり、最近では「掘ってみなければ分からない」に変わりました。同一の問題に対して説明が二転三転するのは、建設計画そのものの信頼性を極度に損ないます。これをどのように説明されますか。検証文7～8ページ参照。

(B) 問題解決のための提言：

私どもは、以上のような問題を抱えた建設計画にはそれを推し進める大義はないと考えています。一刻も早く建設計画の中止を求めます。具体的には次のような展開が考えられます。

- (1) 北アルプス広域連合は、建設計画の一時凍結を宣言する。
- (2) その後直ちに、(公募の)住民・専門家・行政参加の「建設計画再出発検討委員会」(仮称)を立ち上げる。委員会は計画をどこまで戻すのが妥当かを含め、再出発に関わる基本方針を策定し連合長に答申する。この委員会は公開とする。
- (3) 連合長は策定された基本方針を基本的に受け入れ、広域連合議会に上程・審議し、承認が得られるまでキャッチボールを行なう。広域連合議会で承認された方針は、3市村議会で批准されてはじめて効力を持つこととする。
- (4) そうなった時点で「建設計画再出発検討委員会」(仮称)は解散し、(公募の)住民・専門家・行政による新たな実務を担当する委員会を設けて、その委員会に、戻した時点からの作業(たとえば、18箇所の候補地に戻した用地選定など)を委ねる。この委員会は公開とする。

以上の質問と提案に、1週間を目途にご回答いただきたくお願い申し上げます。この文書と回答は、公開させていただきますのであらかじめご承知おきください。

以上